

平成 30 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ル テ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 横 田 昭 治
(コード番号：7215、東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 北 原 正 裕
TEL. 044-520-0290

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「2018 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出、過年度の有価証券報告書等の訂正、平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載しましたとおり、過年度に提出いたしました有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出することとし、過年度に開示いたしました決算短信及び四半期決算短信についても訂正いたしました。

これと併せて金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 9 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
第 10 期 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
第 11 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
第 12 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
第 13 期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下の通り訂正致します。
なお、第 9 期、第 10 期、第 11 期、第 12 期及び第 13 期すべて訂正内容は同一であります。
訂正箇所は__を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は平成 29 年 12 月下旬に内部監査で、長期滞留在庫の棚卸資産評価について疑義のあることが判明し、社内調査を行っていましたが、1 月初旬に新たに中国の子会社（佛山発爾特克汽車零部件有限公司）の売上計上について疑義のあることが判明しました。

これらを受けて、平成 30 年 1 月 17 日に当社取締役会において、不正調査等に豊富な経験を有す

る弁護士及び公認会計士の外部専門家が委員として参画した特別調査委員会の設置を決議し、事実の解明及び原因の究明に着手しました。

また、疑義判明を受けて実施された平成 29 年 12 月 31 日付棚卸において、実地棚卸数量と帳簿在庫数量の不一致が確認され、実地棚卸数量入力時におけるデータ改竄の疑義が 1 月下旬に新たに判明したため、特別調査委員会が追加調査を行いました。

この結果、昨日、特別調査委員会より調査報告書を受領し、当社は、棚卸資産の不適切な評価、中国子会社における売上計上の誤謬ならびに不適切な処理、実地棚卸数量入力時のデータ改竄等が判明したため、影響のある過年度決算を訂正するとともに、平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書及び平成 28 年 3 月期の第 1 四半期から平成 30 年 3 月期の第 2 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、過去から変革しきれていない企業風土の存在にもとづく行動や意識の問題、また各部門の間での相互理解の不足、さらに、棚卸資産について管理や評価に関する内部統制に不備があったことに主な原因があります。

以上のことから当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査報告書の提言に従った再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

以 上